

◆創業支援

実際に創業した方の経験談を聞き、講演後は講師を交えての意見交換会を行う、「ミニブルーム交流力フェア」を開催します。詳しくは、広報はむら5月15日号または市ホームページをご覧ください。

日 時 6月12日(水)午後2時～4時

会 場 ゆとろぎ講座室

参加費 無料

◆設備導入支援

地球温暖化対策の取組みを推進するとともに、市内経済の活性化を支援するために、ハイブリッドトラックを購入する事業者に対し、購入費の一部（上限10万円）を補助します。詳しくは、広報はむら6月15日号でお知らせします。



▲産業福祉センター

◆専門家の派遣

工場などにおけるエネルギーの無駄を見つけ、電力やCO₂の削減につなげるため、エネルギー管理士を派遣してエネルギー診断を行い、改善に向けた

エネルギー管理士の無料診断

社会保険労務士の無料相談

労務関係の相談や就業規則などの整備について、相談を受け付けます。相談は1回あたり1時間30分で、2回までは無料です。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

水道水の放射能の測定について

市では、水道水の放射能測定を実施しています。今後も定期的に検査を実施し、水質を監視していきます。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

測定方法

■測定委託機関 ユーロフィン日本環境株式会社

■測定器 ゲルマニウム半導体検出器（オルテック社製G.O半導体検出器GEM20-70）

■測定方式 「水道水等の放射性測定マニュアル」によるガンマ線スペクトロメトリー

◆産業福祉センターの使用料免除

市内事業所およびその従業員が利用できる施設です。市内事業所が、自らの経営改善などを目的とした研修・会議などの場として使用する場合は、使用料を免除します。ぜひ、利用してください。

会 場 産業福祉センター―ホール
対 象 入社3年未満の若手社員を指導する製造現場リーダー、主任、係長など

定 員 50人（1社5人まで、先着順）

講 師 斎藤好夫さん（パナソニックエコソリューションズ創研株）

申込み 事前に、「事業所名・住所・電話番号・ファクス番号・研修担当者（氏名・メールアドレス）・参加者氏名」を記載し、ファックスまたはEメールで瑞穂町商工会へFAX 557-5290

✉ s_taneko@shokokai-tokyo.or.jp

主 催 青梅線沿線地域産業クラスター協議会

問合せ 瑞穂町商工会 ☎ 557-3389／産業課経済対策係 内 657

▼羽村市水道水の放射性物質測定結果

| 採水日 (午前9時) | 検査項目 (単位: ベクレル/kg) | |
|---------------|--------------------|-------------------|
| | 放射性セシウム134 | 放射性セシウム137 |
| 5月13日(月) | 不検出 検出限界値(0.6) | 不検出 検出限界値(0.7) |
| 目標値(※1) | 10 | |

※1…国が定めた目標値（放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計値）

※不検出とは、()内の検出限界値以下であることを表します。

※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。

表彰

交通安全功労者表彰

鈴木將史さん（羽村市交通安全推進委員会副会長）

19年間にわたり交通安全推進委員として、安全で快適な交通社会の実現と地域の安全に貢献されています。

警視庁交通部長・関東交通安全協会連合会会长連名の表彰状を受賞し、配偶者の方へは関東交通安全協会連合会会长の感謝状が贈られました。

●問合せ 防災安全課交通・防犯係内 216

暮らし



ごみ袋および粗大ごみシール取扱店の追加

適正管理化学物質の使用量などの報告を

▼取扱店

□ファミリーマート

ト羽村駅前通り店（五ノ神1-2-10）□セブンイレブン

羽村栄町2丁目店（栄町2-3-57）

※そのほかの取扱店は、市ホームページまたは資源リサイクルマニュアルで確認して

いる場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、前年度分の使用量などの報告が義務付けられています。

年間100kg以上取り扱っている方で、対象化学物質を

ます。期限内に報告書の提出をお願いします。

●問合せ 生活環境課生活環境係内 205

●問合せ 指定給水装置工事事業者の指定

●問合せ 定給水装置工事事業者に指定しました。

●問合せ 次の事業者を新たに市の指定給水装置工事事業者に指定しました。

●問合せ 石崎工業株 青梅市今寺4-11-19 □ 0428-31-1977

●問合せ 水道事務所 □ 554-2269

●問合せ 歩道や車道に伸びた生け垣や樹木の枝は、交通標識やカーブミラーを隠したり、通行の妨げになります。道路上に置かれた置き看板、商品や植木鉢なども、道路を狭くして通行の妨げになるだけでなく、場合によってはそれが原因で通行人や自転車などが転倒し、負傷することもあります。

●問合せ 道路に出た枝や置き看板などが原因で事故が起きた場合は、所有者が事故の責任を問われることがあります。

●問合せ また、市が戸別収集するごみも、道路上に出すと危険です。敷地内に出してください。

●問合せ 道路は市民の皆さんのものです。誰もが安全・快適に使用できるよう、道路上に個人や事業者などの所有物が出ないよう適切に管理しましょう。

●問合せ 土木課道路管理係内 294

●問合せ 保険料特別徴収額の変更および特別徴収開始

●問合せ 6月からの特別徴収（年金引き落とし）開始

●問合せ 6月からの特別徴収（年金引き落とし）開始

●問合せ 保険料を平成24年度の保険料の所得段階を基に仮算出し、6・8月分の保険料額を変更して調整するものです。

●問合せ 6月からの特別徴収（年金引き落とし）開始

保険・年金



介護保険料特別徴収額の変更および特別徴収開始

6・8月分の特別徴収額（年金引き落とし額）の変更

平成24年度から継続して介護保険料を特別徴収で納付している方のうち、6・8月分の保険料額が変更となる方へ、

平成25年度介護保険料特別徴収額（年金引き落とし額）の変更お知らせを送付します。

6・8月の各月の保険料額は、平成24年度の保険料を基に仮算出した年間保険料を5

（年金支給月数6・8・10・12・2月）で割った額とします。

●問合せ いずれも10月分以降の保険料額は、7月に送付する平成25年度介護保険料額決定通知書でお知らせします。

●問合せ 8月分と後半期（10・12・12・2月）で割った額とします。

●問合せ 平成26年2月分の合計額に大きな差が生じる方

●問合せ 平成25年度の前半期と後半期の保険料の納付額の差を抑えるために、平成25年度の保険料額は、7月に送付する平成25年度介護保険料額決定通知書でお知らせします。

●問合せ 護保険係内 143